

# 改正貸金業法の円滑な 実施についての連合の考え方

2010年1月7日

日本労働組合総連合会

# 貸金業制度見直しに関するこれまでの取り組み

200万人を超えるといわれる多重債務者問題の深刻化

## 「貸金業制度等に関する懇談会」への参画

### ➤ 連合の考え方

- 多重債務問題解消のためには、過剰貸付の防止と多重債務化・被害拡大を防止するための総合的施策が必要。
- 具体的には、「参入要件の厳格化」「上限金利・貸付総額規制」「信用情報機関間の信用情報の統合と利用拡大」「セーフティネットの整備」「違法業者の徹底した取締りと厳罰化」など。

## 労福協の署名・意見書採択活動への協力

### ➤ 多数の国民の「高金利はNO!」との声

- 出資法の上限金利の引き下げなどに対する340万余の賛同署名。
- 出資法・貸金業規制法の改正に関し、43都道府県議会、1,136市町村議会の意見書採択。

## 2006年12月 貸金業法等改正法の成立(多重債務問題への抜本的総合的対策)

< 成立にあたっての事務局長談話(抜粋) >

施行から2年半以内に見直しを検討することになっているが、(中略)「少額・短期特例高金利」や「利息制限法の金額刻み」など高金利への抜け道をつくる変更がされないよう注視しなければならない。

# 改正貸金業法の円滑な 実施にあたっての連合の考え方

貸金業法等改正法の中核は「多重債務問題への抜本的総合的対策」である。したがって、「総量規制の導入・上限金利の引下げ」などは、施行スケジュール通り平成22年6月より着実にこれを実施すべきであり、その円滑な実施にあたって必要な施策は、低所得の消費者対策や中小企業金融円滑化法の適切な運用による中小事業者の資金ニーズの充足などである。

6. 事業者向貸金業者の貸付残高(平成21年3月末)

(1) 貸付金利別

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				
	業者数	構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	1件当たり平均貸付残高 (百万円)
28%超	100	8.4	34	0.0	4,091	1.8	0.8
26%超～28%以下	26	2.2	56	0.0	1,618	0.7	3.5
24%超～26%以下	29	2.4	355	0.2	1,784	0.8	19.9
22%超～24%以下	43	3.6	100	0.1	3,243	1.4	3.1
20%超～22%以下	38	3.2	551	0.3	31,591	13.7	1.7
18%超～20%以下	46	3.9	107	0.1	3,910	1.7	2.7
16%超～18%以下	56	4.7	136	0.1	2,481	1.1	5.5
14%超～16%以下	133	11.2	1,899	1.2	82,071	35.7	2.3
12%超～14%以下	62	5.2	822	0.5	32,181	14.0	2.6
10%超～12%以下	60	5.1	393	0.2	3,993	1.7	9.8

- ✓ 現下の経済・金融情勢下においては、事業者向けにおいて切実な借入ニーズがあることを完全に否定するものではない(2009年3月末時点の統計においては、延べ130,789件、3,238億円の融資が金利14%超)。
- ✓ しかし、それを理由として「抜け道」となる施策を実施すべきではなく、こうした資金ニーズに対しては他の施策で対応すべきである。

(出所)貸金業関係統計資料(2009年3月末)

# 改正貸金業法の円滑な 実施にあたって必要な施策

## 事業者向け施策

- 地域金融機関が、地域市場の実情、資金需要、国・地域における公的融資制度などを踏まえた的確なリスク把握と融資を行う真の「リレーションシップバンク」として機能を発揮することが求められる。
- 政策的には、先般施行された中小企業金融円滑化法における検査・監督において、地域金融機関がリレーションシップバンクとして機能する体制を有しているか、機能を果たしているかを確認し、指導を行っていくべきである。
- 連合としても、地方連合会などと連携しつつ地域金融の現場の実態を注視し、必要に応じて政府に対する協議を行っていく。

## 消費者向け施策

- 低所得の消費者については、生活福祉資金貸付制度をはじめとする各種セーフティネットの周知や「多重債務問題改善プログラム」に基づく国・地方自治体での相談・救済体制の強化を行う必要がある
- また、一度ブラックリストに掲載された者は、かなりの期間、金融機関からの借入れができず、子どもの学費や緊急の医療費などの生活資金の困難に直面することが想定されるので、こうした消費者を救済する制度が必要である。

## 共通施策

- 改正貸金業法の施行スケジュール通りの実施が、ヤミ金融の増加をもたらすことがないよう、違法な融資に対しては、厳格な取締りを実施すべきである。